

公 告

次のとおり条件付一般競争入札を行います。

令和 7 年 5 月 2 日

収支等命令者

佐賀県健康福祉部障害福祉課長 田中 芳和

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名 令和 7 年度佐賀県介護職員等による喀痰吸引等実施のための
第三号研修業務委託
- (2) 業務の内容 別紙仕様書による
- (3) 履行期間 契約締結日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

2 入札参加資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たす者としてします。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合があります。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) 過去、国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と「介護職員等による喀痰吸引等実施のための研修」業務委託契約を締結し、かつ、誠実に履行した者、またはそれに類する研修を実施した経験のある者。
- (3) 県と緊密な連絡を取る必要があるため、県内もしくは九州内に本店又は支店を有する者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 開札の日の 6 か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (6) 佐賀県発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。
- (7) 自己又は自社の役員等が次のいずれにも該当する者でないこと及び次のイからキま

でに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に関係資料を添付のうえ、令和7年5月16日（金）午後3時（必着）までに下記の担当課に持参又は郵送してください。

提出した関係資料等について説明を求められた場合は、応じなければなりません。

また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しません。

【 担当課 】

郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県健康福祉部障害福祉課 地域生活支援担当

TEL：0952-25-7064 E-mail：shougai Fukushima@pref.saga.lg.jp

4 入札参加資格の確認

3で提出された書類を審査のうえ、入札参加資格の適否を決定します。

入札参加資格の確認結果は、令和7年5月22日（木）までに通知します。

5 入札書の提出場所等

（1）契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

3の担当課に同じ。

(2) 入札説明書の交付方法

令和7年5月2日(金)から佐賀県ホームページに掲載します。

(3) 入札説明会

実施しません。

(4) 入札及び開札の日時並びに場所

ア 日時 令和7年5月27日(火)午後1時15分

イ 場所 佐賀県佐賀市城内一丁目5番14号

佐賀県庁 旧自治会館1号会議室

ウ 入札方法 入札者の直接持参による入札又は郵便による入札

(入札書を郵送する場合は、書留郵便とし、入札日前開庁日午後5時までに担当課に必着とします。到着期限を過ぎて到達した入札書は無効とし、開札しません。また、封筒に「令和7年度佐賀県介護職員等による喀痰吸引等実施のための第三号研修業務委託入札書在中」と朱書きしてください。)

(5) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行います。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行います。

6 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

①入札保証金

ア 入札書の提出期限までに、佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号。以下「規則」という。)第103条第1項の規定に基づき、入札金額(取引にかかる消費税額及び地方消費税額を含む金額)の100分の5以上に相当する金額の入札保証金を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は入札保証金を免除します。

(ア) 当該競争について保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証券を提出する者

(イ) 国、地方公共団体その他知事が別に定める団体(第115条において「国、地方公共団体等」という。)との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に

履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる者

イ 入札保証金の納付に代えて、規則第 104 条第 1 項の規定に基づき、次の(ア)から(カ)までに掲げる価値の担保を供することができます。

(ア) 国債又は地方債 額面金額（割引債券にあっては、時価見積額）

(イ) 日本政府の保証する債券又は確実と認められる社債 額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の 10 分の 8 以内で換算して得た金額

(ウ) 銀行又は確実と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手（佐賀県内に置かれた手形交換所に加入している金融機関のものに限る。） 券面金額

(エ) 銀行又は確実と認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形 券面金額（手形の満期の日が当該手形を提供した日から 1 月を経過した日以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いて得た金額）

(オ) 銀行又は確実と認められる金融機関に対する定期預金債権 債権証書に記載された金額

(カ) 銀行又は確実と認められる金融機関の保証 その保証する金額

ウ アの入札保証金、又はイの入札保証金の納付に代えて供された担保（以下「入札保証金等」という）には利息を付けません。

エ 入札保証金等は次の各号の時期に還付します。

(ア) 落札者以外の者 落札者決定後

(イ) 落札者 契約締結後

②契約保証金

ア 契約締結の際に、規則第 115 条第 1 項に基づき、契約金額（取引にかかる消費税額及び地方消費税額を含む金額）の 100 分の 10 以上に相当する金額の契約保証金を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は契約保証金を免除します。

(ア) 佐賀県を被保険者とする履行保証保険契約（契約に係る金額の 100 分の 10 以上）を締結し、その証券を提出する場合

(イ) 国、地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去 2 年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実

績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 契約保証金の納付に代えて、規則第 116 条の規定に基づき、6 の（１）の①のイに掲げる価値の担保を供することができます。

（２）入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかは問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。

（３）入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行なった入札は無効とします。

- ア 参加する資格のない者
- イ 当該競争について不正行為を行なった者
- ウ 入札書の金額、氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
- エ 一人で二以上の入札をした者
- オ 代理人でその資格のない者
- カ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

（４）入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札者の負担とします。

- ア 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。
- イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行なうことができないとき。

（５）落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。なお、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとします。

（６）問合せ先

郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目 1 番 5 9 号

佐賀県健康福祉部 障害福祉課 地域生活支援担当

TEL : 0952-25-7064 E-mail : shougaifukushi@pref.saga.lg.jp